

東田小学校  
いじめ防止基本方針

令和8年度版

# 豊橋市立東田小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめについての基本的な考え方

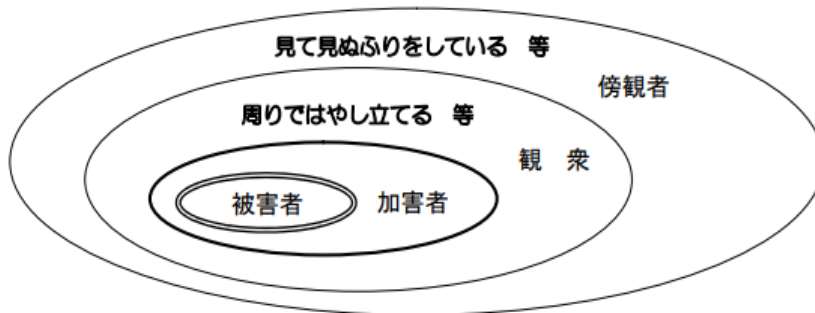
### (1) いじめとは

「児童に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」(文部科学省)

※本人がいじめられたと考えていれば、たとえ軽微なもの・短期間なものであっても、「いじめがあった」という認識のもとに、迅速かつ誠実に対応することが大切である。

### (2) いじめの構造

いじめは「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。「観衆」としてその周りでいじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする者や、「傍観者」として見て見ぬふりをして黙っている者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかがポイントになる。学級担任が信頼される存在として児童の前に立つことによって初めて、児童の間から「相談者」や「仲裁者」の出現が可能となる。加えていじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取り組みを、道徳や学級活動等において行うことが重要である。



※相談者…被害者の側に立って、いじめを告発する存在  
※仲裁者…加害者に対して、勇気を出していじめを抑止する存在

## 2 いじめ防止対策組織

この組織としては、「いじめ防止対策委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事(主任)、特別教育支援コーディネーター、生活サポート主任、養護教諭、道徳教育推進教師、スクールカウンセラー、教育相談員等で構成する。

### (1) 「いじめ防止対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発  
随時、学校だよりやホームページ等を通して、学校での児童の様子や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、いじめ防止対策委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・確認できた事実については、該当する児童の保護者に対して迅速に伝えることを原則とし、いじめを受けている児童の保護者には、今後の指導方針について説明責任を果たすとともに、指導のプロセスや結果について報告する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

## （2）迅速な対応

生活の様子、子どもたちとの会話などからいじめにつながることを予見できる場合や、いじめの初期段階で発見できた場合、大きくなる前に解消するためには迅速に対応することが必要である。その場合、「校内いじめ対策委員会」のメンバーを招集すると対応が遅くなる恐れがある。そこで、このような場合、校長の指示により「校内いじめ防止対策委員会」のメンバーのうち校長・教頭・教務主任・校務主任・生徒指導主任と、該当学年主任・担任で、迅速に対応策の検討を行う「臨時いじめ対応委員会」を開く。それにより、初期対応の遅れといじめの重大化を防ぐ。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

### （1）いじめの未然防止の取り組み

ア いじめを見抜く感性を磨く

いじめは目の届きにくいところで発生することが多い。「トイレの前を通るときにのぞいてみる」、「教室へ向かう時、いつもと違うコースを歩いてみる」、「休み時間も教室で過ごす」などの動きを常にとれる姿勢をもつ。

イ 子どもをとらえる努力をする

生活ノートや連絡帳、個人面談、休み時間中の雑談などを通して日頃から児童に寄り添い、児童の様子を常に把握するように努める。また、情報を共有し多くの教職員による見守り体制を整える。

ウ いじめは許さないという風土をつくる。

いじめ問題、生命の尊さ、規範意識などを道徳や特別活動で取り上げて、いじめは絶対に許さないという風土をつくる。自浄作用のある集団作りに努める。

エ 心の居場所のある集団作りに努める。

学校生活の中で自己肯定感や自己有用感を実感できる場を作ることが、自他を尊重する温かい人間関係につながる。道徳や特別活動、日々の授業などでの教師の丁寧な働きかけが、児童たちの心を成長させることになる。

オ 不安や悩みを受け止める姿勢を作る

児童が話しかけてきたのに「ちょっと待って、また後でね。」という対応は、児童の声に耳を傾けていることにはならない。最後まで話を聞いて不安や悩みを受け止めること

が大切である。

カ 教師間で連携して対応する

担任1人で抱え込むのではなく、学年主任、生活サポート、生徒指導、養護教諭、スクールカウンセラーなどの各担当とも連携して対応する。事案によっては、教育相談室などの関係機関との連携をとる。

キ 相談しやすい環境を整える

性的指向や性自認で悩みを抱える児童は、自分の悩みを秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整える。

**(2) いじめの早期発見の取り組み**

ア いじめアンケートを定期的実施するとともに（毎月「学校生活をふりかえって」の実施、5月・10月は「親子で学校生活をふりかえって」により保護者の意見を聞く機会を設定する）、教育相談を児童と保護者との希望により随時実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 児童の情報を生活サポート委員会や生徒指導部会等を通して共有し、多くの教師があらゆる機会を利用して児童を見守っていく。

ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

エ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

**(3) いじめに対する措置**

ア いじめの発見・通報を受けたら「校内いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。事実関係や今後の方針についての情報を共有する。

イ 被害児童を守るという姿勢で対応する。

- ① 被害児童の理解と心のケア（対応の第一歩）
- ② 被害児童ニーズの確認（対応の第二歩）
- ③ 加害児童と被害児童の関係修復（対応の第三歩）
- ④ いじめの解消（対応の第四歩）

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じる恐れのあるとき（インターネット、SNS上での案件を含む）は、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

**4 いじめ・重大事態につながる可能性がある場合の対応**

**(1) いじめ重大事態とは**

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

- ① 児童生徒がいじめ自殺を企図した場合
- ② 精神性の疾患を発症した場合
- ③ 身体に重大な傷害を負った場合
- ④ 金品等に重大な被害を被った場合
- ⑤ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

## (2) いじめ重大事態の基本的な対応

ア 教職員の対応が当該児童に刺激を与えないように留意し、迅速に目立たず対応する。

イ 速やか教育委員会に報告をし、別紙「重大事態発生時の調査対応図」に基づいて対応する。

ウ 被害者児童生徒及び保護者に対して、調査方針の説明を行う。

エ 加害者児童生徒及び保護者に対して、調査方針の説明を行う。

## (3) 重大事態調査の実施

学校または教育委員会は、事実関係を明確にするための調査を行う。調査委員は、当該事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者であることに留意する。調査にあたっては、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなど、客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

## (4) 重大事態調査の説明・報告

学校または教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童・保護者に対して説明をする。いじめを行った児童・保護者に対しても説明をする。

## (5) いじめ重大事態調査完了後の対応

ア 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

イ いじめを行った児童に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。また、スクールカウンセラーや臨床心理士による面談を受けることも視野に入れる。本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。

ウ 落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、情報発信の際には、プライバシーへの配慮に留意する。

## 5 学校の取り組みに対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、生活サポート委員会がいじめに関する取り組みの検証を行う。

## 6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を年1回以上計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「いじめ防止基本方針」はホームページ等に掲示し、保護者への周知を図る。

(3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

## 【重大事態発生時の調査対応図】

